申請に関する連絡責任者（注８）
住　　所
所　　属
氏　　名
電話番号
電子メールアドレス

注１　免許又は再免許のいずれかの不要の文字を抹消（まつ）すること。
２　施行規則第51条の15第１項第１号に掲げる無線局の免許の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。
３　申請者の欄の記載は、次によること。
⑴　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
⑶　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
４　収入印紙については、次によること。
⑴　複数の無線局を申請する場合は、「①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。
（記載例）　10Ｗ１局×9,000円
１Ｗ６局×4,000円
合計33,000円
⑵　第８条の２の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。
⑶　該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙にちよう付すること。
５　①の欄から④の欄までの記載は、次によること。
⑴　①の欄は、第２条第１項及び第２項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の２の２第１項又は第２項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては基幹放送の種類を付記すること。
⑵　②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。ただし、免許の申請の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。
⑶　③の欄及び④の欄は、再免許の申請に限り、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記載事項に対応して記載すること。